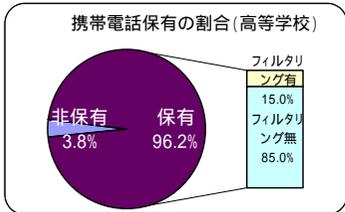
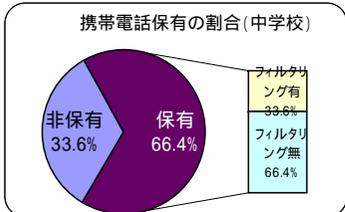
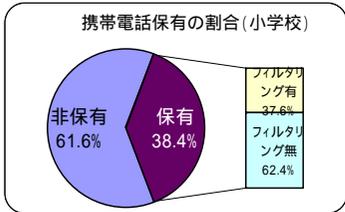


# ネット・携帯電話に係るトラブル等に関する対応について

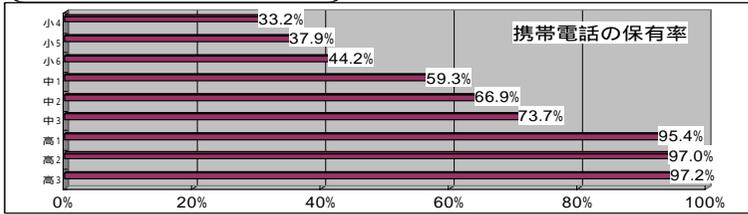
子供のインターネット・携帯電話利用についての調査より  
H20.7調査

- 1 調査方法 質問紙法による
- 2 実施期間 平成20年7月4日～7月11日
- 3 調査対象 都内公立学校42校(抽出)  
 児童・生徒：11,032名  
 (小:5,050名 中:4,258名 高校:1,512名 特支:212名)  
 保護者：7,300名  
 (小:3,701名 中:2,839名 高校:538名 特支:222名)  
 教員：800名  
 (小:337名 中:214名 高校:136名 特支:113名)



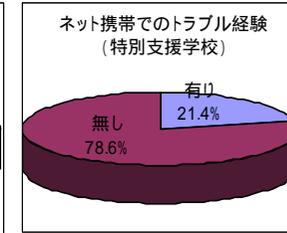
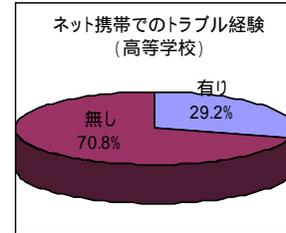
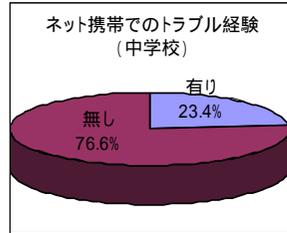
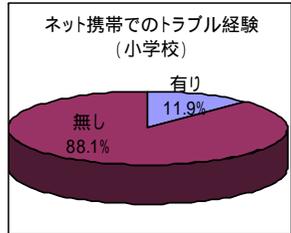
子供一日の携帯電話利用状況

		通話(分)	メール(回)	サイト(分)
小	男	11.0	5.0	5.5
	女	13.0	7.3	6.0
	計	12.1	6.3	5.8
中	男	8.2	18.3	22.7
	女	8.3	23.6	44.8
	計	8.3	21.3	35.0
高	男	9.2	17.0	46.9
	女	11.4	22.7	78.1
	計	10.3	20.0	63.3
特	男	4.4	8.0	15.6
	女	9.8	12.2	16.7
	計	6.5	9.7	16.0



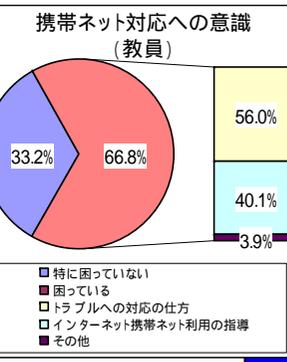
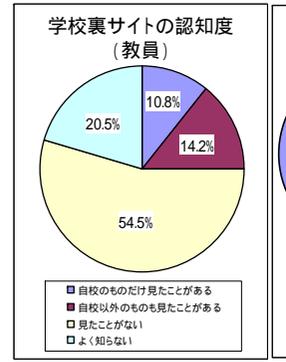
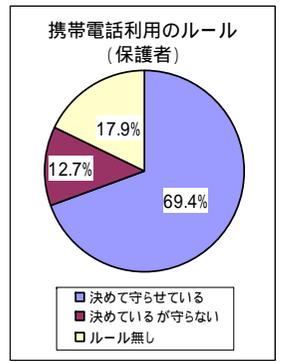
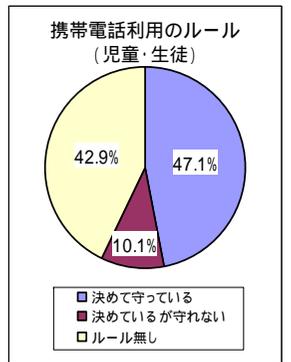
子供の携帯電話の保有率は高いがフィルタリング付加の率は低く、全体で三割程度である。中学校高等学校では、通話よりも、メールや携帯サイトの利用がはるかに多い。また、進学時の中一、高一で保有率が急激に増加する。

メール、ネットの利用者では、およそ小学生の10人に1人、中学生の4人に1人、高校生の10人に3人、特別支援学校児童・生徒の5人に1人が、ネット・携帯でのトラブルを経験している。また、トラブル内容は多種多様である。(別紙1 参照)



保護者と子供の認識には、乖離がある。  
 ・保護者は、子供がルールを守って使っていると思っけていても…  
 ・ネットトラブルの発生について、保護者は十分な認識ができていない。(別紙2 参照)

教員は対応に苦慮  
 ・子供のネット・携帯にかかるトラブル等について十分把握できていない。  
 ・課題意識はもっているが、トラブルの対応に困っている。(別紙2 参照)



## 教育委員会としての今後の新たな取組

「子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査」報告による意識啓発  
 「携帯電話利用についてのアピール」の発出  
 「子供の携帯電話等の利用に係る取組 - ネット被害から子供を守るために - 」の配布  
 「アピール」及び上記資料に基づく、公立学校全校での授業実施  
 学校裏サイトの監視や内容把握など、具体的に被害やトラブルを防ぐ対策を検討

トラブルの種類と件数

	メールで悪口・個人攻撃を受けた	チェーンメールを流された	誹謗・中傷・画像が掲載された	プロフィールサイトに	学校裏サイトに、中教員や学校への誹謗・中傷があった	アダルトサイトからわいせつ画像等が送られてきた	出会い系サイトで被害に遇った・会いそうになった	個人情報（メールアドレス）を悪用された	有害サイト（自殺誘因・犯罪誘因等）での影響があった	アルバイト紹介サイトで被害に遭った・会いそうになった	ゲームサイトで被害に遭った・会いそうになった	コミュニティサイトで被害に遭った・会いそうになった	アクセスしただけで請求書が送られてくるなどがあった	粗悪品、商品未納、架空請求があった	ショッピングサイトで	その他
小学校	72	154	17	15	17	13	14	9	9	55	7	7	17	17	161	
中学校	171	614	91	27	75	74	66	19	16	44	38	42	20	135		
高等学校	95	227	97	35	53	62	66	16	19	27	42	38	24	64		
特別支援学校	8	12	2	1	4	2	1	1	1	0	2	1	2	4		
合計	346	1007	207	78	149	151	147	45	45	126	89	88	63	364		

調査で記述があったトラブル・被害の例

**出会い系サイト**  
おもしろ半分で、出会い系サイトに会員登録したら、「金額を振り込まないと、規約に基づき法的手段を行う」という脅しのメールが届いた。(高校生)

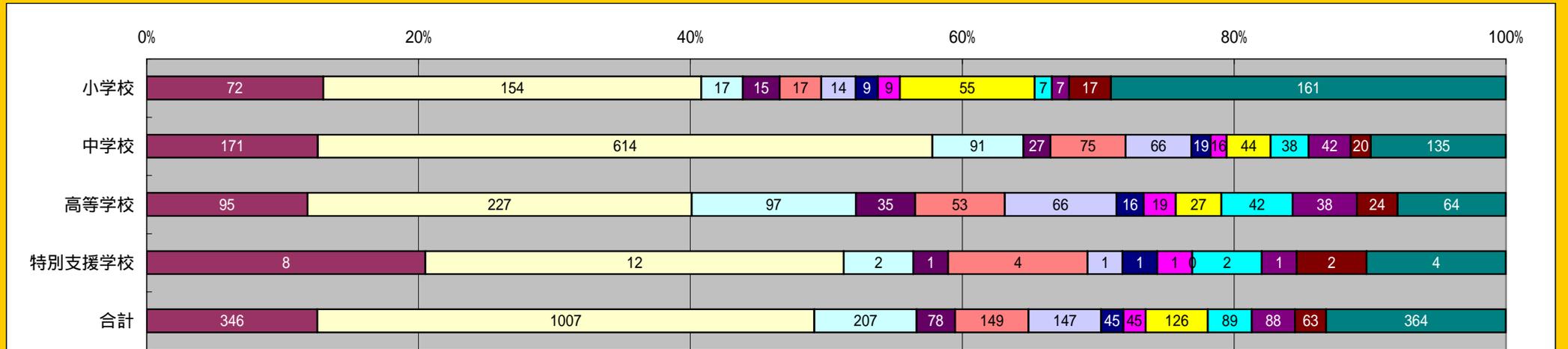
**個人情報**  
自分は絶対教えていないのに、あまり普段つきあっていない人からメールが来た。それが教えたのか、まだわからないのはいや。(小学生)

**有害サイト(自殺誘因・犯罪誘因等)**  
「自殺したい」とか書いている人がたくさんいるサイトがあった。読んでいるうちに気持ち悪くなった。(中学生)

**アルバイト紹介サイト**  
「おこづかいが欲しいのならよいアルバイトを紹介する」とメールが来て、風俗店を紹介された。(中学生)

**ゲームサイト**  
「7が揃えば100万」というネットゲームで遊び、画面のアドレスを送信する指示に従って操作したら、出会い系のサイトに転送され仮登録されてしまった。(中学生)

**コミュニティサイト**  
掲示板でやりとりして仲良くなったが、強引に会う場所と時間を指定され、しつこくメールされた。(高校生)

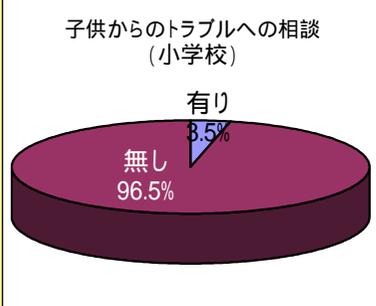
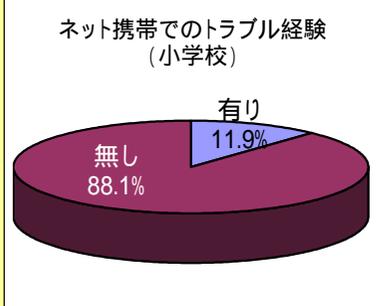


【別紙 2】

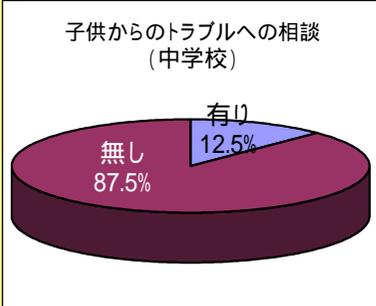
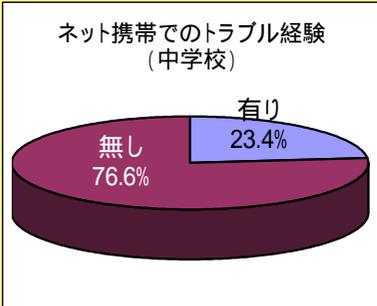
保護者と子供の認識の乖離

(児童・生徒)

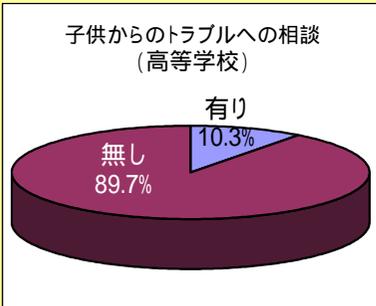
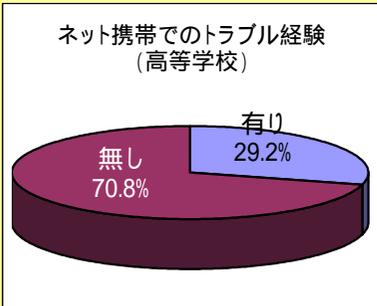
(保護者)



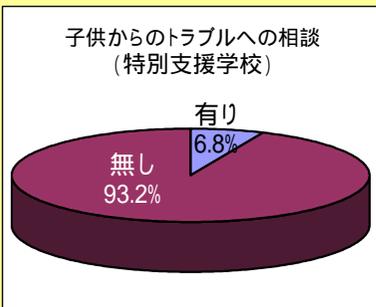
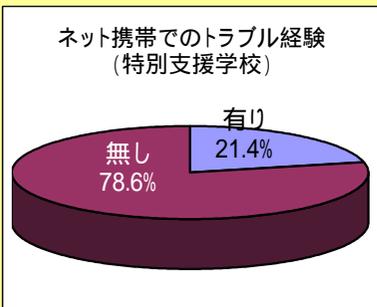
認識の差  
8.4



認識の差  
10.9

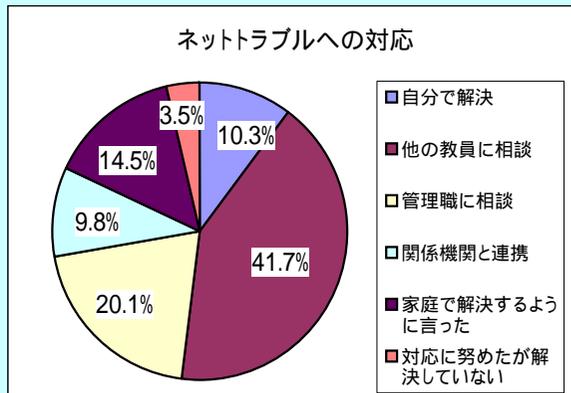
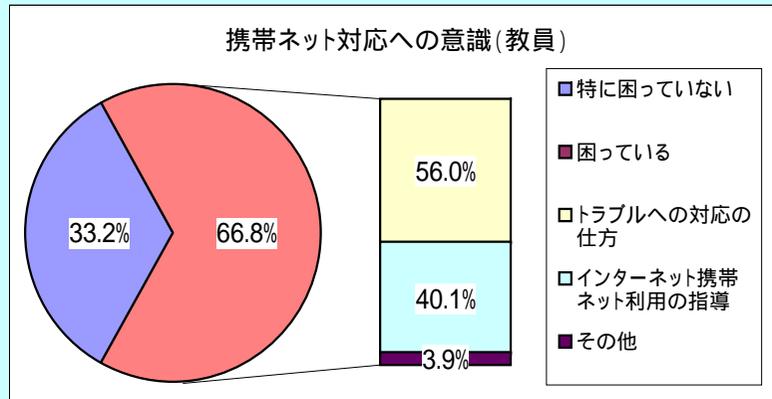
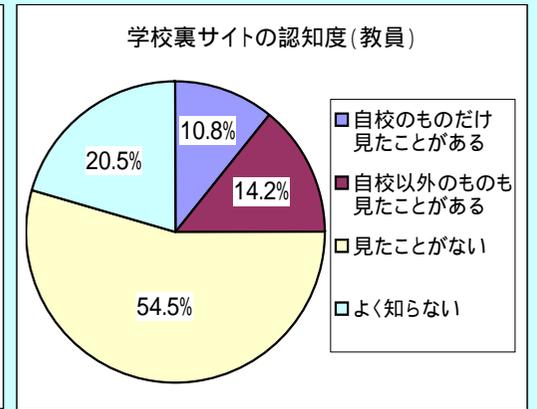
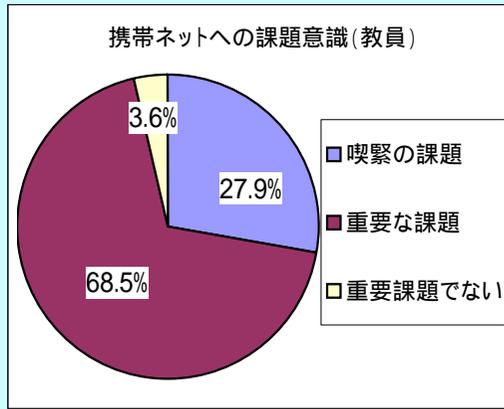


認識の差  
18.9



認識の差  
14.6

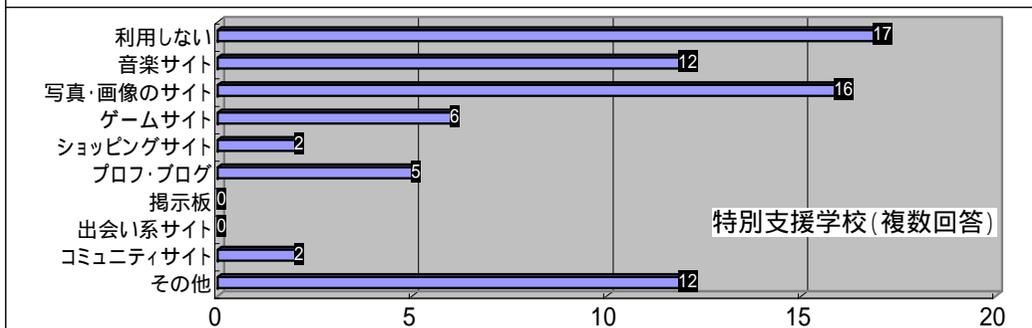
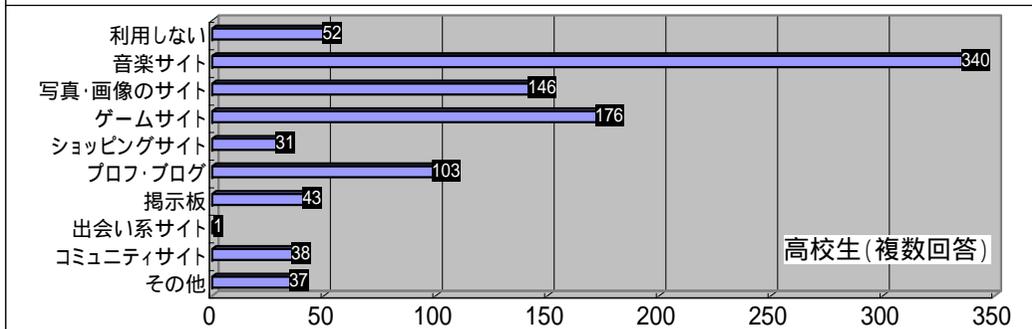
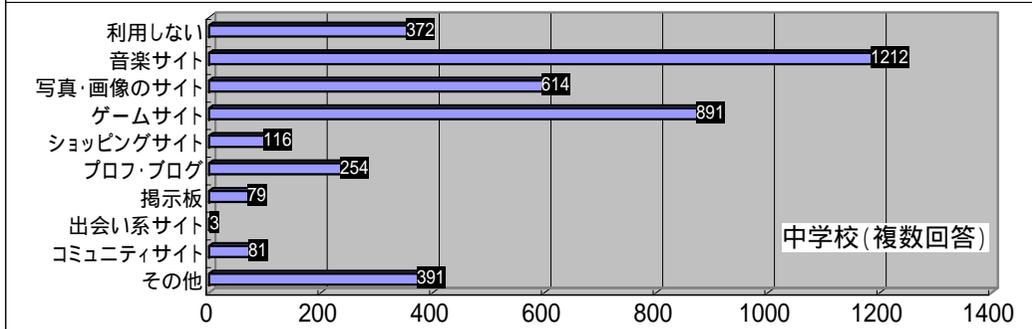
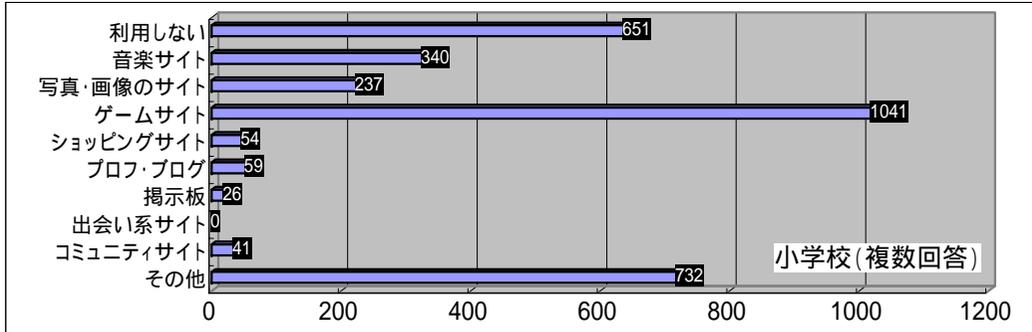
教員の課題意識と対応



96.4%の教員が、携帯ネットへの対応を、重要な課題と考えている。  
 学校裏サイトに関しては、「見たことがない」「よく分からない」と回答した教員は、合わせて75%あり、実態を把握しているとは言えない。  
 教員の3分の2は、ネット携帯のトラブル対応に困っている。  
 ネットトラブルへの対応は、管理職や他の教員に相談している教員が60%を超えている。

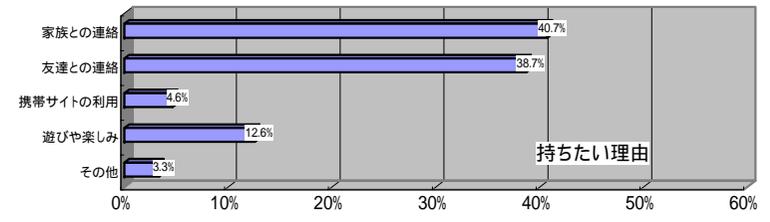
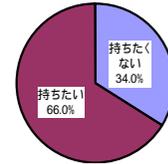
【別紙3】 参考

子供がよく使っているサイト

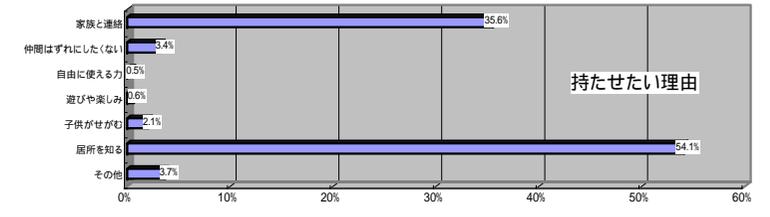
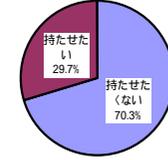


携帯電話を持っていない子供、持たせていない保護者について

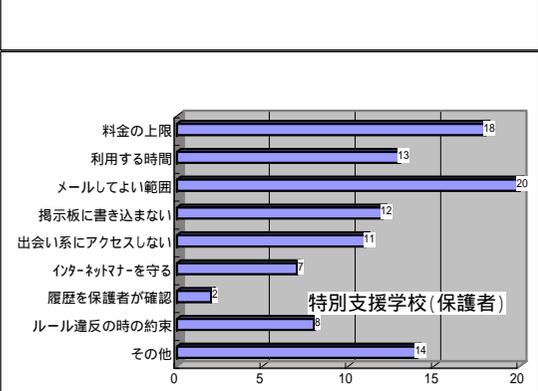
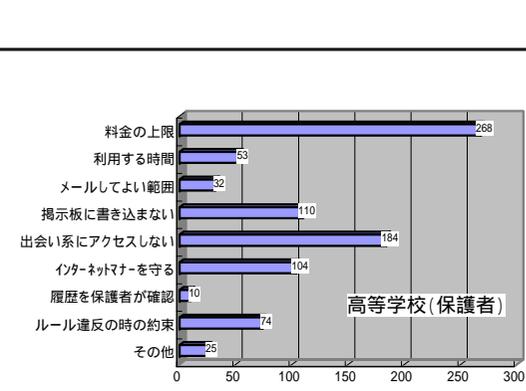
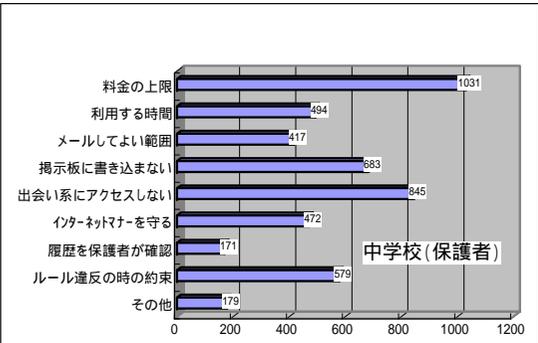
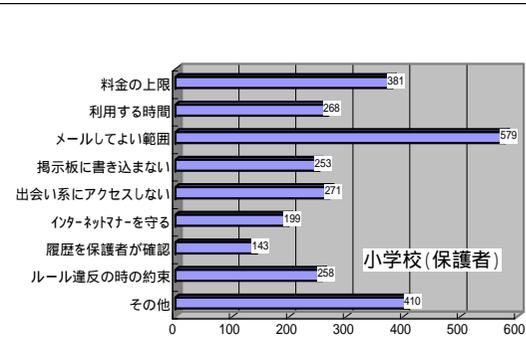
今後の携帯電話の保有(児童・生徒)



今後の携帯電話の保有(保護者)



携帯電話の利用について決めているルール(保護者)



# 子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査報告（概要）

平成 20 年 10 月 東京都教育庁指導部

## < 調査の目的 >

携帯電話の普及拡大に伴い、子供の携帯電話でのインターネット利用における様々な課題が指摘されている。こうした機に、東京都における児童・生徒の携帯電話の所持率や使い方の状況や、インターネット利用によるトラブル等の実態を改めて把握し、今後の具体的な施策の展開に資する。

## < 調査方法及び調査実施期間 >

### 調査方法

質問紙法、都内公立学校抽出 42 校（小：24 校、中：12 校、高：4 校、特支：2 校）を対象

実施期間 平成 20 年 7 月

## < 調査人数 >

児童・生徒：11,032 名

（小学校 4 年生以上：5,050 名 中学校：4,258 名 高等学校：1,512 名 特別支援学校：212 名）

保護者：7,300 名

（小学校 4 年生以上：3,701 名 中学校：2,839 名 高等学校：538 名 特別支援学校：222 名）

教員：800 名

（小学校：337 名、中学校：214 名、高等学校：136 名、特別支援：113 名）

## < 調査結果 >

1 携帯電話の保有率 小学校：38.4%、中学校：66.4% 高等学校：96.2% 特別支援学校：53.8%  
フィルタリングをかけている割合は低く、全体で 30.7%にとどまっている。

携帯電話の保有率を男女別に見ると、男子：50.8%、女子 64.2%であり、女子の保有率が高い。

携帯電話の保有率については、進学時に当たる中学校 1 年、高校 1 年で極端に増加する。

## 2 携帯電話の利用（一日平均）について

		通話	メール	サイト
小	男	11.0 分	5.0 回	5.5 分
	女	13.0 分	7.3 回	6.0 分
	計	12.1 分	6.3 回	5.8 分
中	男	8.2 分	18.3 回	22.7 分
	女	8.3 分	23.6 回	44.8 分
	計	8.3 分	21.3 回	35.0 分
高	男	9.2 分	17.0 回	46.9 分
	女	11.4 分	22.7 回	78.1 分
	計	10.3 分	20.0 回	63.3 分
特	男	4.4 分	8.0 回	15.6 分
	女	9.8 分	12.2 回	16.7 分
	計	6.5 分	9.7 回	16.0 分

小学生では、携帯電話での通話が最も多い。

中学生、高校生では、メールや携帯サイトの利用が多く、通話での利用をはるかに上回っている。

全校種とも、すべての項目において女子の利用が多い。

### 3 携帯電話利用のルールについて

ルールを決めて利用しているのは、小学生：67.6%、中学生：45.6%、高校生 21.5%である。特別支援学校を除く、小学校、中学校、高等学校では、「ルールを決めて守っている」と回答した割合が保護者の方が多く、子供の意識と乖離がある。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援
子供	67.6%	45.6%	21.5%	65.8%
保護者	81.3%	66.9%	48.4%	63.6%

### 4 学校非公式サイト（学校裏サイト）について

児童・生徒、保護者ともに半数以上が「よく分からない」と回答している。

教員については、「よく知らない」が 20.5%と、児童・生徒や保護者に比べて、認知度が高いが、「見たことがない」と回答した教員が、小学校：62.7%、中学校：52.4%、高等学校：32.1%、特別支援学校：62.9%あり、「よく知らない」と回答した割合と合わせると、75%にも上る。

### 5 携帯電話、携帯ネットでのトラブルについて

携帯電話利用者のうち、およそ小学生の 10 人に 1 人、中学生の 4 人に 1 人、高校生の 10 人に 3 人、特別支援学校児童・生徒の 5 人に 1 人が、メール、携帯ネットでのトラブルを経験している。また、内容は多種多様である。

児童・生徒が「トラブルがあった」と回答した割合と、保護者が「相談を受けた」割合では、小学校で 8.4 ポイント、中学校で 10.9 ポイント、高等学校で 18.9 ポイント、特別支援学校で 14.6 ポイントの乖離がある。

### 6 トラブルや被害への学校対応について

インターネット・携帯ネットのトラブルへの対応について「喫緊の課題」「重要な課題」と回答した教員は全体の 96.4%であるが、その対応については、66.8%が「困っている」と回答している。

### 7 今後の方向性

子供への指導、保護者への啓発の推進。特に中学校における指導の充実を図るとともに保護者の意識啓発を図る。

携帯電話・携帯ネットのトラブルや被害への具体的な対応の仕方・適切な指導の仕方について、教員が適切に指導できるよう、対策を講じる必要がある。

特に、学校裏サイトに関わるトラブルを防止するための、学校の取組みを支援する必要がある。

# 子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査結果

## < 調査の目的 >

携帯電話の普及拡大に伴い、子供の携帯電話でのインターネット利用における様々な課題が指摘されている。こうした機に、東京都における児童・生徒の携帯電話の所持率や使い方の状況や、インターネット利用によるトラブル等の実態を改めて把握し、今後の具体的な施策の展開に資する。

## < 調査方法及び調査実施期間等 >

- 1 調査方法 質問紙法による
- 2 実施期間 平成20年7月
- 3 調査対象校 都内公立学校42校抽出

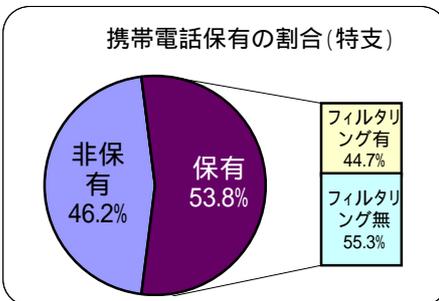
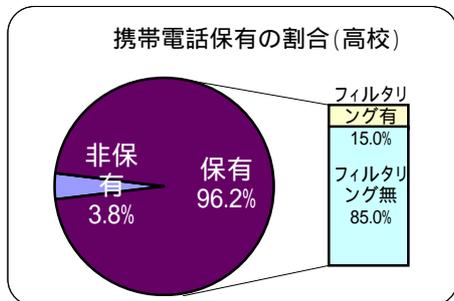
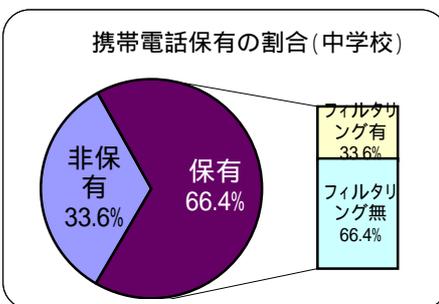
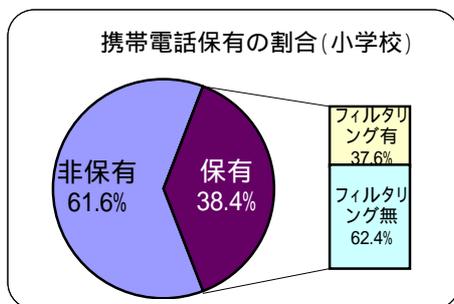
## < 調査対象及び人数 >

	児童・生徒			保護者			回収率	教員
	男子	女子	合計	男子	女子	合計		
小学校計	2,549	2,501	5,050	1,787	1,914	3,701	73.3%	337
中学校計	2,131	2,127	4,258	1,347	1,492	2,839	66.7%	214
高等学校計	728	784	1,512	228	310	538	35.6%	136
特別支援学校計	145	67	212	156	66	222	104.7%	113
総計	5,553	5,479	11,032	3,518	3,782	7,300	66.2%	800

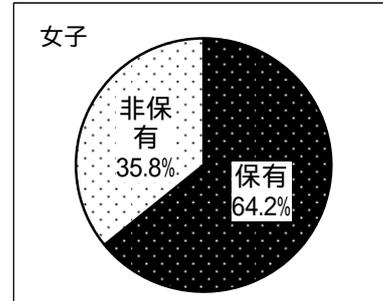
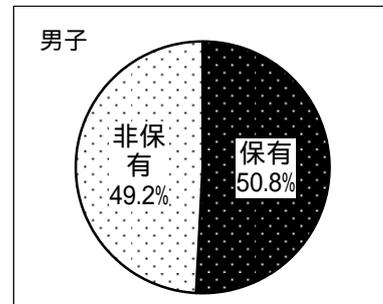
調査対象は、各校種とも、総児童・生徒数の2%弱を目途に都内全域から無作為に抽出  
回収率は、児童・生徒数を母数とする保護者の提出数で算出

## < 携帯電話の保有について >

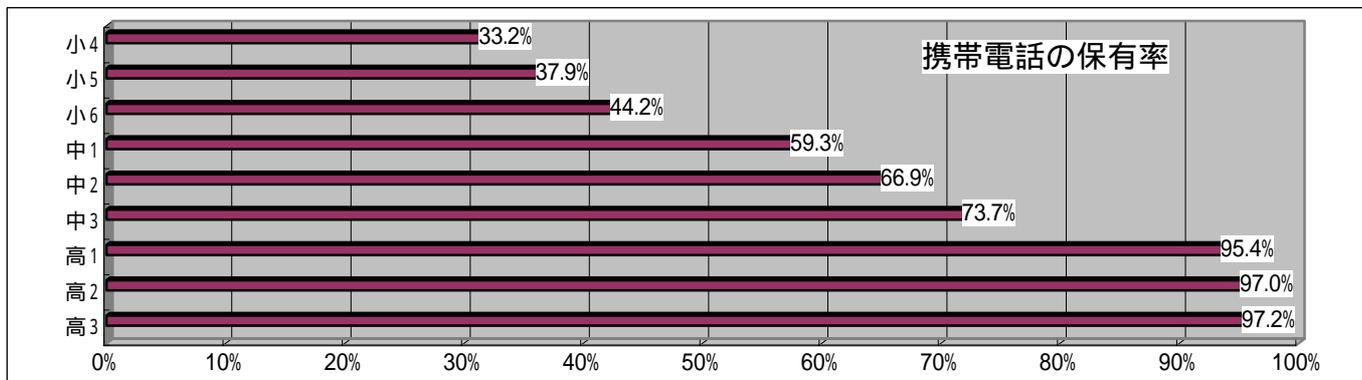
### 1. 携帯電話を持っている児童・生徒及びフィルタリング付加の割合



### 2. 男女別保有率

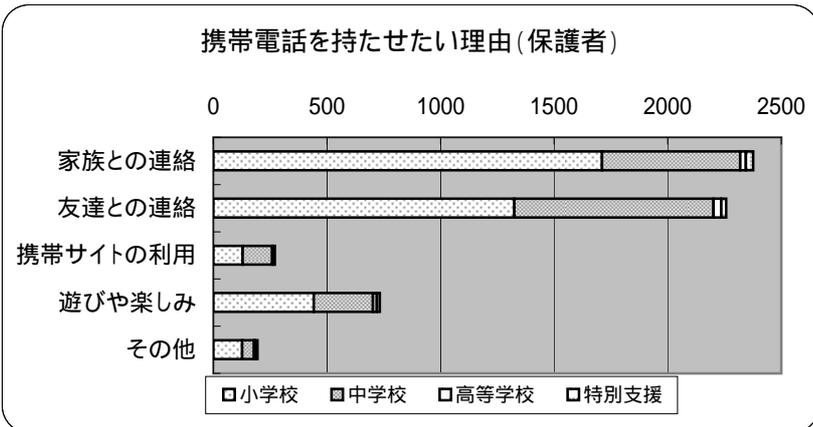
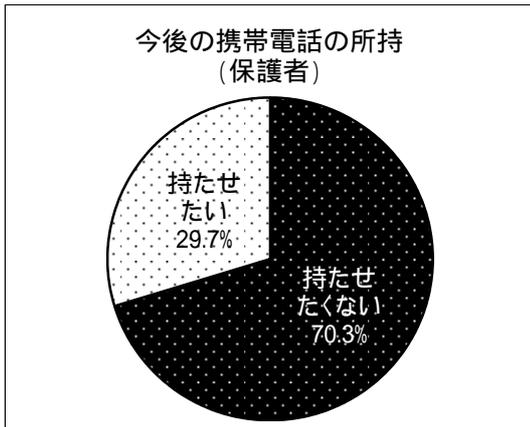
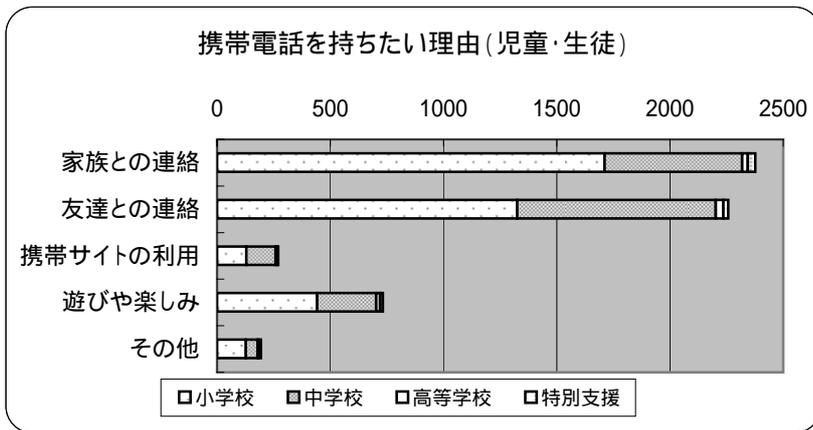
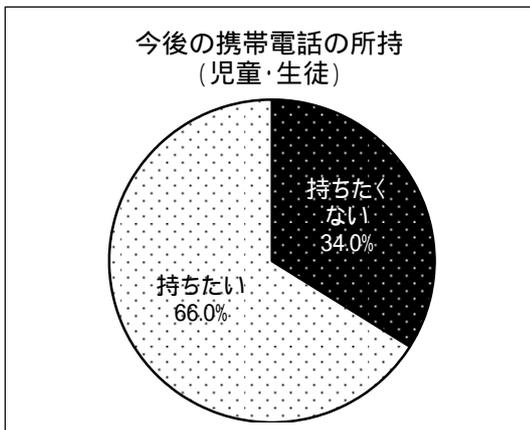


### 3. 携帯電話保有率の推移



携帯電話の保有率は、小学校:38.4%、中学校:66.4%、高等学校:96.2%、特別支援学校:53.8%となっている。  
フィルタリングをかけている割合は低く、全体で30.7%にとどまっている。  
携帯電話の保有率を男女別に見ると、男子:50.8%、女子64.2%であり、女子の保有率が高い。  
携帯電話を保有している子供のうち、2割は、小学校3年以前から使用している。  
携帯電話の保有率については、進学時に当たる中学校1年、高校1年で極端に増加する。

<携帯電話を持っていない児童・生徒、持たせていない保護者について>



(その他:記述が多かったもの)

< 小学校 >

- ・子供の安全のため、緊急時に使用させるため
- ・家に電話がなく、一人で留守番させることが多いため
- ・中学生になると行動範囲が広がるため
- ・公衆電話が少ないため
- ・本人が自分で責任をもてる時期になれば持たせたい

< 高等学校 >

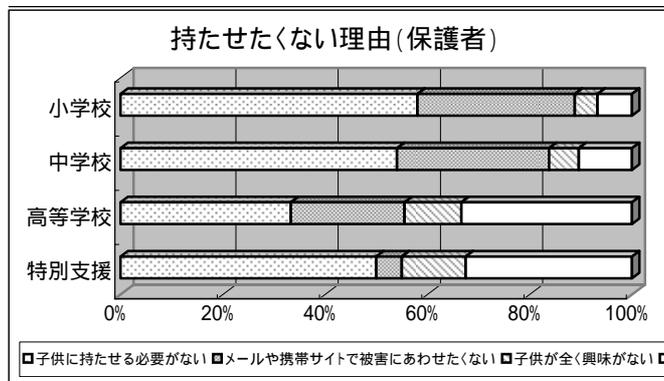
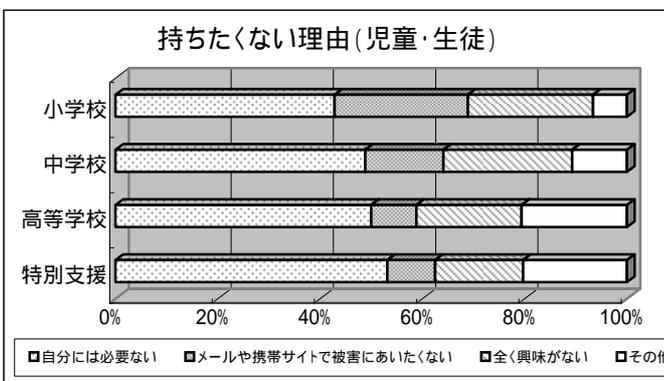
- ・ルールやマナーを考えるため
- ・学校との連絡のため

< 特別支援学校 >

- ・必要なときにすぐ連絡できるため

< 中学校 >

- ・コミュニケーションに必要だと思うため
- ・緊急時や何かあったときにすぐ連絡するため
- ・子供同士の連絡に必要だと思うため



携帯電話を持っていない子供で、今後持ちたい者は66.0%いるが、持たせたい保護者は29.8%である。子供に携帯電話を持たせたい保護者の理由は、「家族との連絡(特に緊急連絡)のため」が最も多い。子供に携帯電話を持たせたくない保護者の理由は、「携帯電話は子供に持たせる必要がない」が最も多い。携帯電話を持っていない子供で、今後も持ちたくない者の理由は保護者と同様、「必要ない」が最も多い。

< 携帯電話の利用について >

		通話(分)	メール(回)	サイト(分)
小平均	男	11.0	5.0	5.5
	女	13.0	7.3	6.0
	計	12.1	6.3	5.8
中平均	男	8.2	18.3	22.7
	女	8.3	23.6	44.8
	計	8.3	21.3	35.0
高平均	男	9.2	17.0	46.9
	女	11.4	22.7	78.1
	計	10.3	20.0	63.3
特平均	男	4.4	8.0	15.6
	女	9.8	12.2	16.7
	計	6.5	9.7	16.0

小学生では、携帯電話の電話機能を利用することが最も多い。

中学生、高校生では、携帯電話でのメールやインターネットへの接続が多く、電話機能の利用をはるかに上回っている。

全校種とも、すべての項目において、女子の利用が多い。

< 学校における携帯電話・携帯ネットの取扱いについて >

1. 携帯電話の学校への持込みについての取扱い

	全面禁止	原則禁止	原則申請により可	授業中は使用しない	方針なし	その他	合計
小学校	9	13	1		1		24
中学校	6	5				1	12
高等学校	1		3				4
特別支援			1	1			2
合計	16	18	5	1	1	1	42

2. 子供の携帯電話、携帯ネット利用についての対応(複数回答可)

	生徒関係資料・保護者活用した児童・生徒の啓発	配布資料・通知を作成	学年集会や学級指導への指導	保護者を対象として教員が啓発	授業等で計画的に指導	外部講師を招聘して啓発	教員の裁量に任せている	特に啓発・指導等をしていない	その他	合計
小学校	15	3	11	9	5	12	1		2	58
中学校	10	4	10	8	2	10			3	47
高等学校	2		3	1	3	2				11
特別支援		1	1	2	2	1				7
合計	27	8	25	20	12	25	1	0	5	123

< その他の対応 >

< 小学校 >

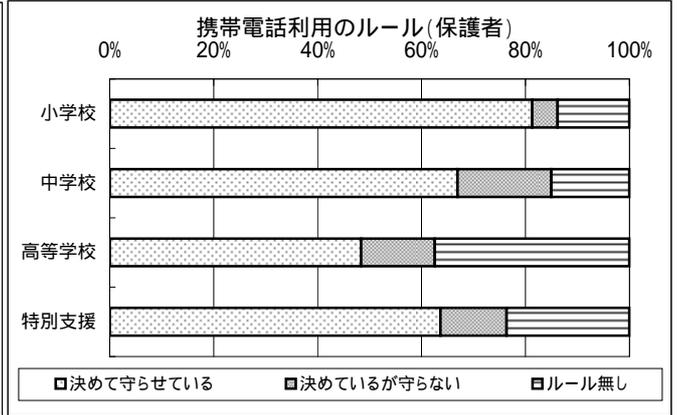
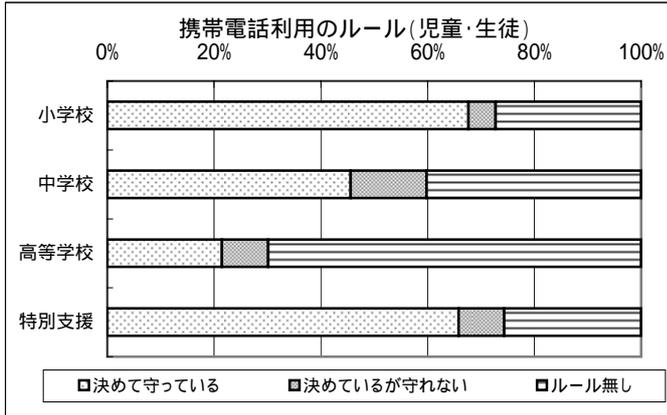
- ・学校公開日にNTT職員をゲストティーチャーとして迎え、授業を行った。
- ・PTAで外部講師を迎え、児童、保護者、地域対象の研修会を行った。
- ・セーフティ教室で、保護者、地域に啓発するとともに、高学年児童に指導した。

< 中学校 >

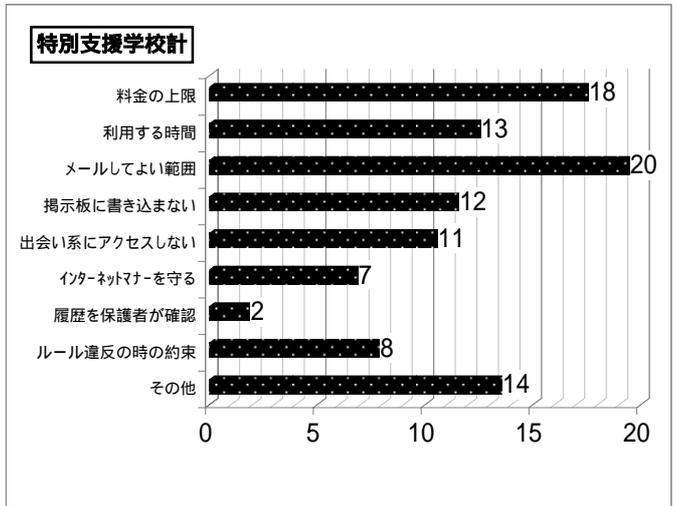
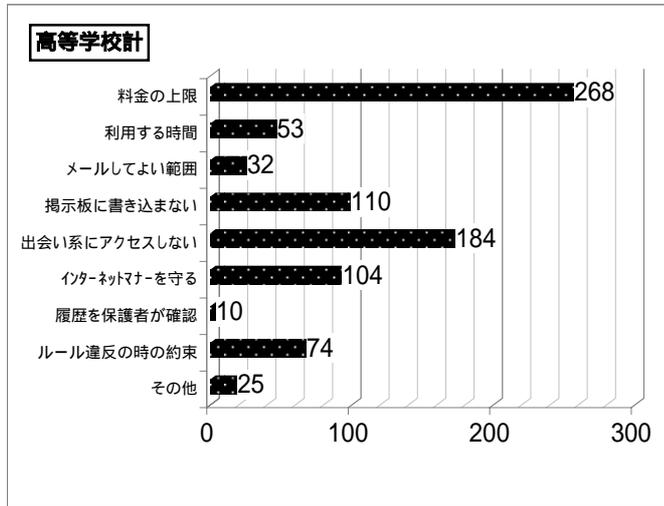
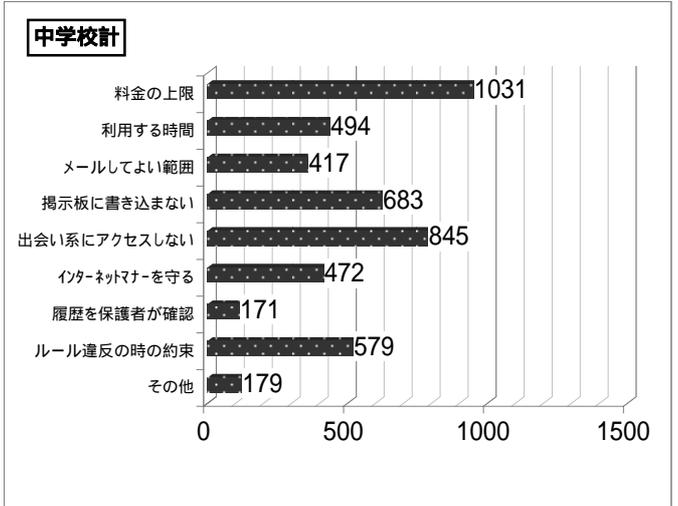
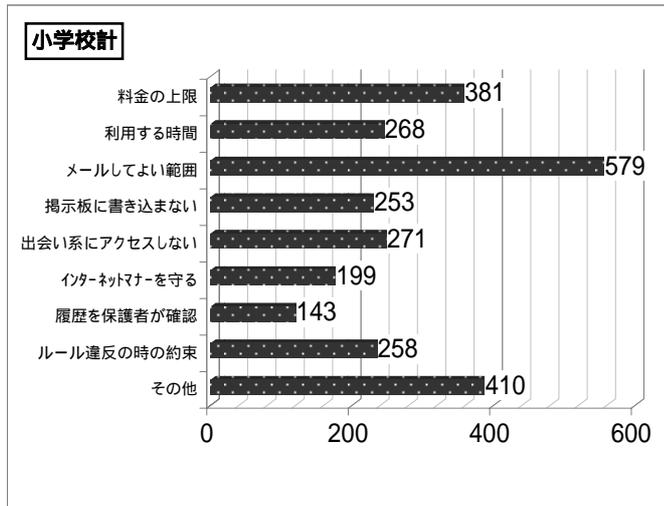
- ・保護者全体の懇談会で情報交換した。
- ・利用実施状況等のアンケートを生徒に実施した。
- ・PTA講演会で啓発した。

< 携帯電話の利用のルールについて >

1. ルールを決めているかどうか



2. ルールの内容：保護者（複数回答可）

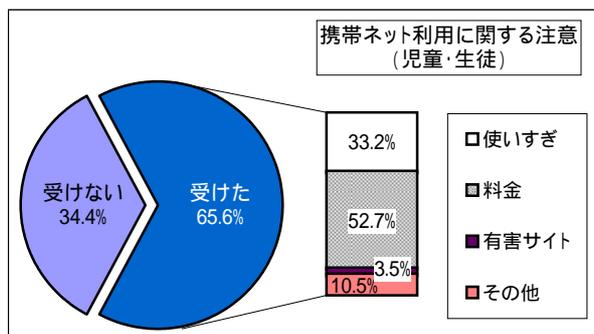


特別支援学校を除く、小学校、中学校、高等学校では、「ルールを決めて守っている」と回答した割合が保護者の方が多く、子供の意識と乖離がある。

	小学校	中学校	高等学校
子供	67.6%	45.6%	21.5%
保護者	81.3%	66.9%	48.4%

## < 携帯電話利用での注意について >

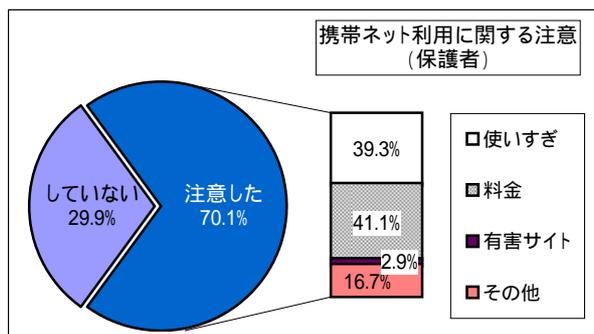
### 1. 家族から注意を受けた児童・生徒



(その他:主なもの)

- ・出かけるときに持ち歩かなかった。
- ・インターネットの使いすぎ。
- ・利用してよい時間を守らなかった。
- ・なくしたり落としたりした。
- ・ゲームをしすぎた。
- ・メールの言葉づかいが悪い。
- ・家からの連絡に応えなかった。
- ・友達に貸した。
- ・約束の時間に連絡しなかった。
- ・すべきことをしなかった。
- ・学校に持って行った。
- ・食事中にメールをした。
- ・メールアドレスを無闇に交換した。
- ・チャットで知り合った人とメール交換した。

### 2. 子供に注意した保護者

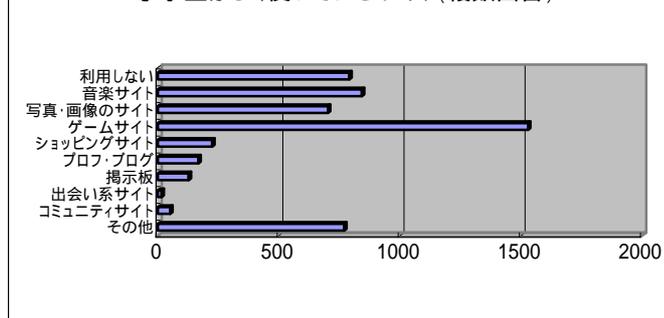


(その他:主なもの)

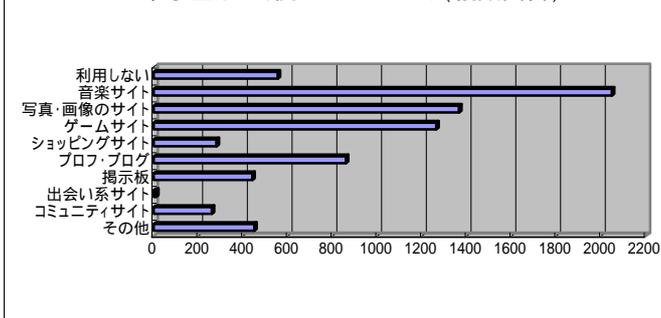
- ・TPOをわきまえずに使用した。
- ・インターネットの使いすぎ。
- ・利用してよい時間を守らなかった。
- ・メールの言葉づかいが悪い。
- ・家からの連絡に応えなかった。
- ・友達に貸した。
- ・約束の時間外に使用した。
- ・友達と貸し借りした。
- ・すべきことをしなかった。
- ・学校に持って行った。
- ・食事中にメールをした。
- ・メールアドレスを無闇に交換した。
- ・勉強中に使った。
- ・携帯を常に気にしている。
- ・サイトの会員登録。
- ・登録外の電話に応答した。

## < 携帯ネットの利用について >

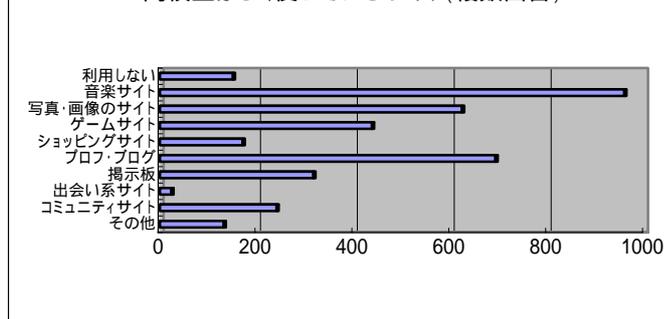
小学生がよく使っているサイト(複数回答)



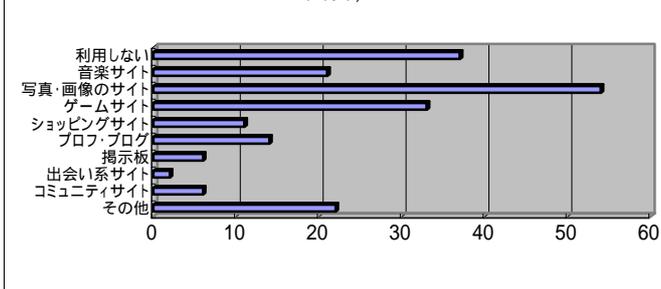
中学生がよく使っているサイト(複数回答)



高校生がよく使っているサイト(複数回答)



特支学校児童・生徒がよく使っているサイト(複数回答)

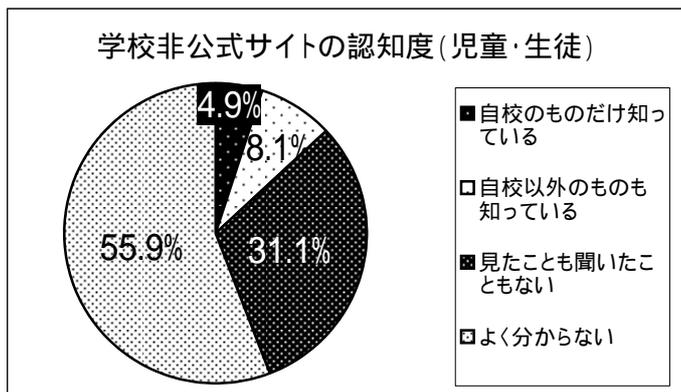


携帯ネット・インターネットは、校種が上がるほど利用しており、小学生ではゲームサイト、中学生・高校生では音楽サイトが最も多い。

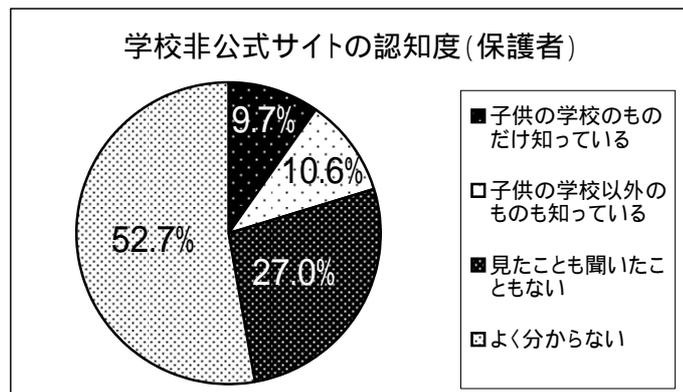
プロフ・ブログ、掲示板の利用は、中学生で急激に増加し、高校生では、音楽サイトに続いて、3番目に多く利用している。携帯ネット・インターネットの利用についての保護者の認識は、おおむね子供の利用実態と合致しているが、中学校・高等学校では、プロフ・ブログ、掲示板の利用について、保護者の認識が低い。(子供の利用実態に比べて、保護者が利用していると考えている割合が低い。)

< 学校に関する非公式ページ(学校裏サイト)の認知度について >

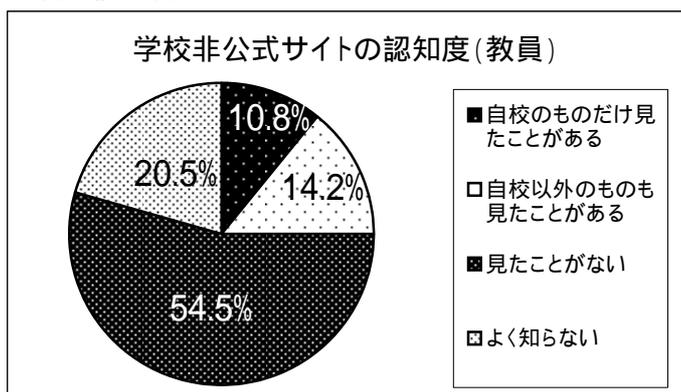
1. 児童・生徒の認知度



2. 保護者の認知度



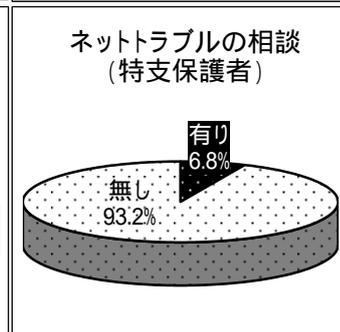
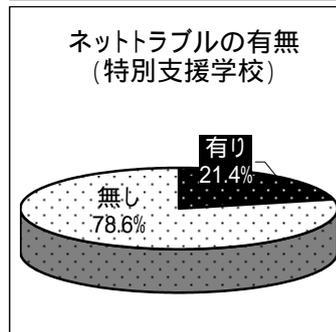
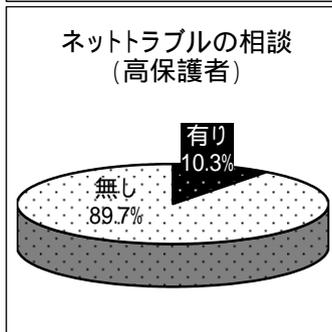
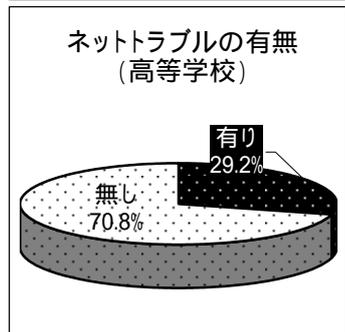
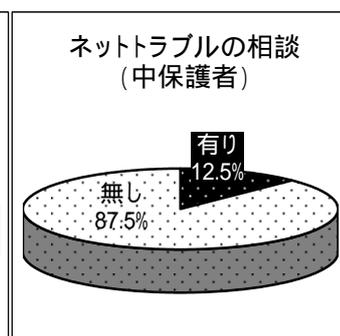
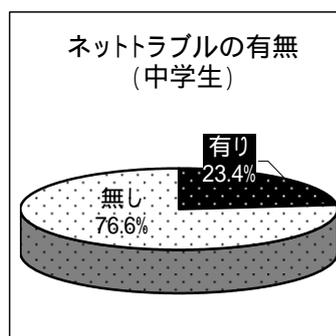
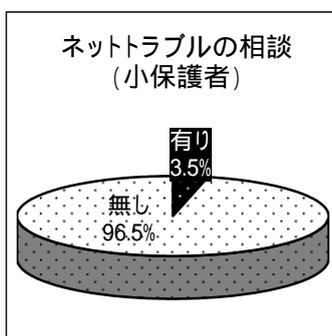
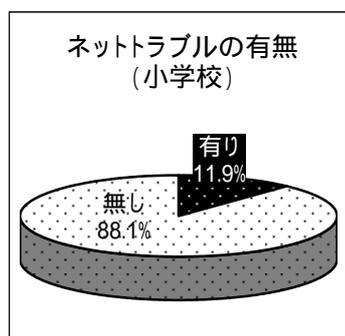
3. 教員の認知度



学校のHP以外の非公式サイト(学校裏サイト)については、児童・生徒、保護者ともに半数以上が「よく分からない」と回答している。

教員については、「よく知らない」が20.5%と、児童・生徒や保護者に比べて認知度が高いが、「見たことがない」と回答した教員は、小学校:62.7%、中学校:52.4%、高等学校:32.1%、特別支援学校:62.9%あり、「よく知らない」と回答した割合と合わせると76%である。このことから、教員が学校のHP以外の非公式サイト(学校裏サイト)について、実態を正確に把握しているとは言えない。

< インターネットや携帯ネットでのトラブルや被害について >

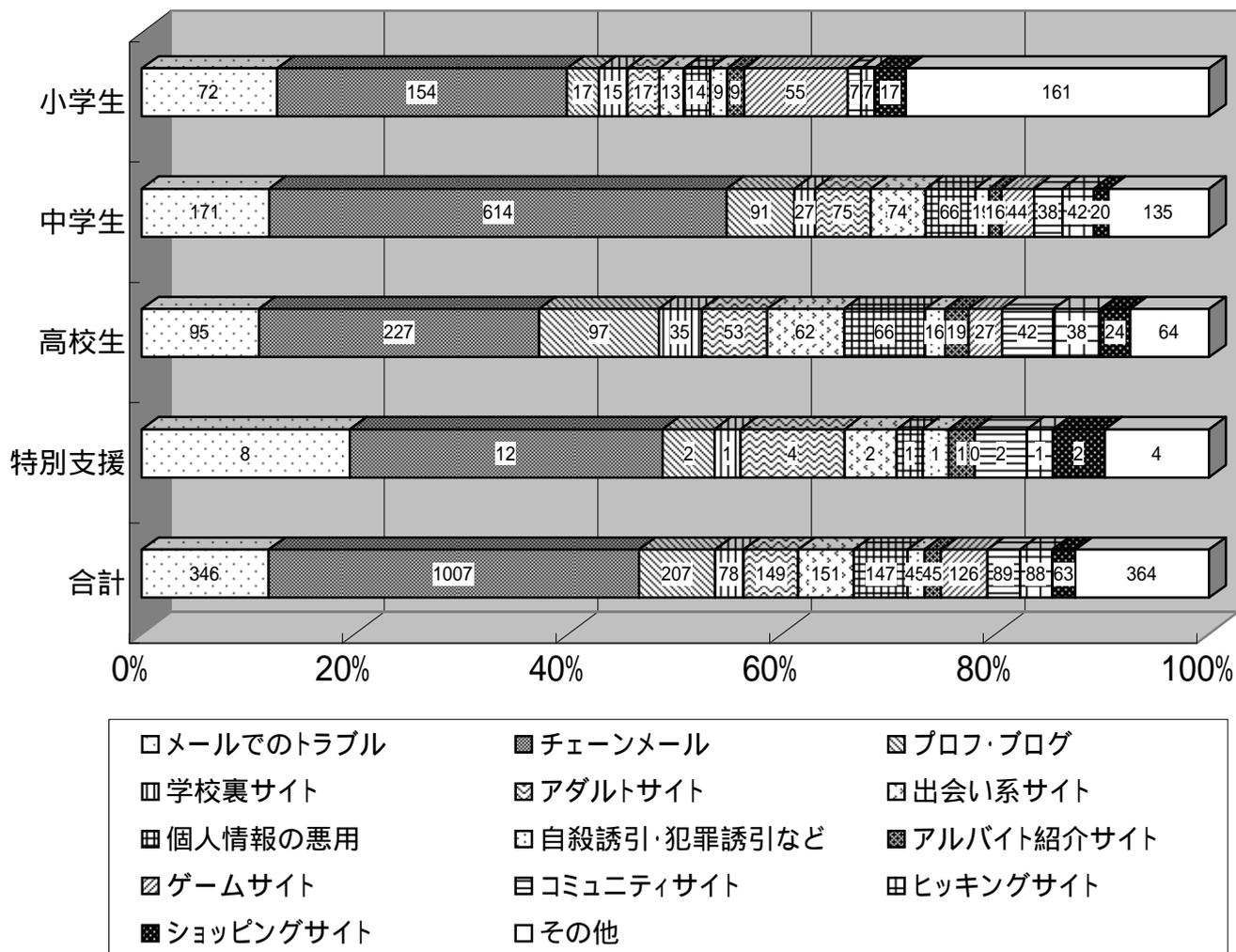


児童・生徒が「トラブルがあった」と回答した割合と、保護者が「相談を受けた」割合では、小学校で7.4ポイント、中学校で10.9ポイント、高等学校で18.9ポイント、特別支援学校で13.6ポイントの乖離があり、トラブルの実態を保護者が正しく認識しているとは言えない。

「子供の携帯電話によるトラブルがあった」と回答した教員は39.9%いる。特に中学校では、75.1%の教員が「トラブルがあった」と回答している。学校外で発生したトラブルであれ、教員(学校)に対応が求められるのは必至である。

<インターネットや携帯ネットでのトラブルや被害の内容>

ネット・携帯電話のトラブルについて

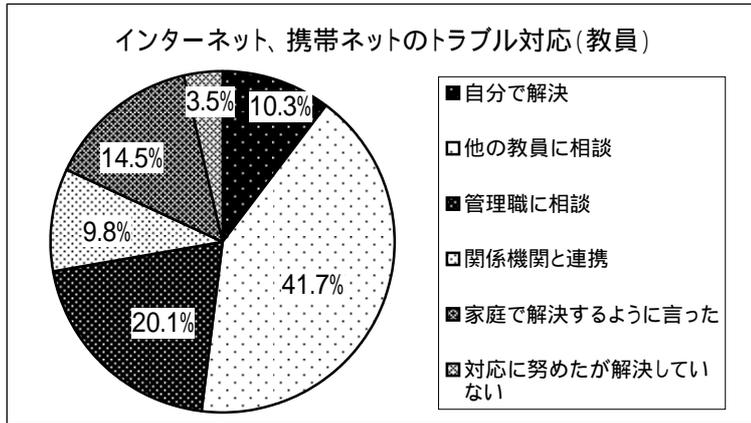


携帯電話・携帯ネットのトラブルでは、「チェーンメール」によるものが最も多い。保護者の認識も同様である。

児童・生徒が回答したトラブルの内訳と、保護者が受けた相談の内訳には乖離があり、特に、「プロフ・ブログ」「学校裏サイト」によるトラブルについては、保護者が正確に認識していない。

特別支援学校においては、他の校種に比べて、メールの使い方についてのトラブルの割合が多い。

<インターネットや携帯ネットでのトラブルや被害への対応について>

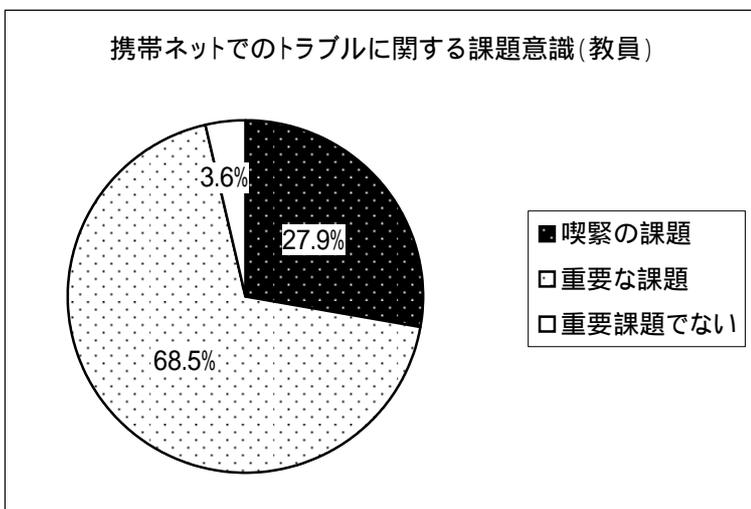
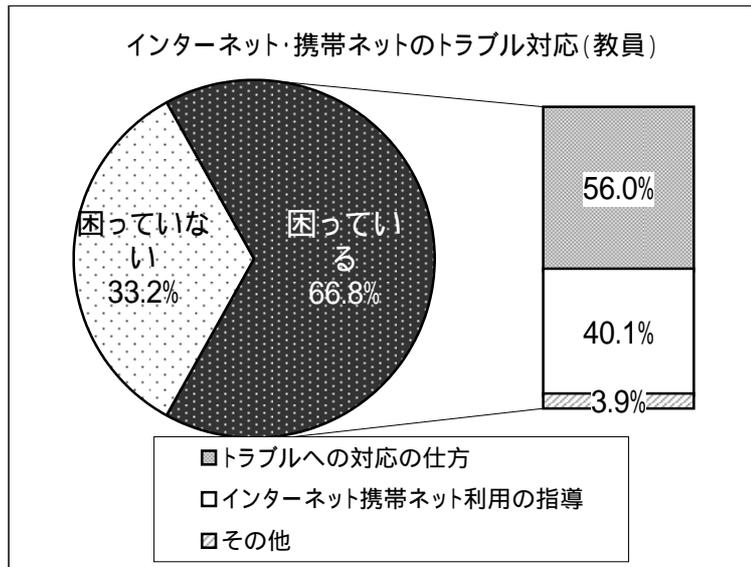


【教員が子供の携帯電話によるトラブル対応で困っていること】

(保護者関連)  
 ・保護者の情報モラル意識を高めること。  
 ・理解してくれない保護者への指導。  
 ・勉強時間や睡眠時間を削ってかなり長時間携帯電話を利用している。保護者が積極的に取り組まないと使いすぎは改善されない。

(児童・生徒指導関連)  
 ・子供によってIT利用の状況が違いすぎるため、一斉指導には限界があること、かつ個別指導は問題が表面化しなければ行き届かぬことが難しいこと。  
 ・ブログやHPを作成している児童・生徒に対する指導。  
 ・有効な指導法や教材、資料。  
 ・学校の指導だけでは不可能だが、家庭との認識のずれも大きくあり、なかなか指導に入っていくかない。

(その他)  
 ・18歳未満にはもたせないようにする。あるいは電話、簡単なメール機能のみのものを作る。  
 ・教員の目が届かないところでトラブルが起こること。  
 ・トラブルが起きているかどうか把握しにくい。  
 ・メールの内容(いじめにつながる。)  
 ・校内で所持していること自体が紛失、盗難等でトラブルの元になる。  
 ・裏サイト等の探し方が分からない。  
 ・教員や親が常に監視できるものではないのでトラブルを未然に防ぐことが難しい。



・インターネット・携帯ネットのトラブルへの対応について、学校は、「喫緊の課題」:52.4%、「重要な課題」:47.6%と回答しており、96.4%の教員が、強い課題意識を持っている。

教員は、インターネット・携帯ネットのトラブルへの対応を重要な課題として強い課題意識をもっているが、対応の仕方については、66.8%が「困っている」と回答している。困っている内容の内訳では、「トラブルへの対応の仕方」が56.0%、「インターネット・携帯ネットの指導」が40.2%である。

以上のことから、教員が、具体的な対応の仕方・適切な指導の仕方について、身に付けることができるよう、対策を講じる必要がある。

## 子供の携帯電話利用についてのアピール

### はじめに

インターネットや携帯電話の利用により、生命の危険や深い心の傷を受ける被害が発生しています。また、メールでいじめられて、友達と楽しく学校生活を送れなくなったり、メールに夢中になって勉強ができなくなったりしている児童・生徒もいます。

私たちは、子供たちが携帯電話を利用することで、被害者になったり、加害者になったりすることがあってはならないと考えています。

そこで、児童・生徒の皆さんをはじめ、保護者、教員及び関係者等の方々、それぞれに対して、子供の携帯電話利用について、都教育委員会としての考え方をまとめてアピールを發します。

平成20年10月9日  
東京都教育委員会

児童・生徒の皆さんへ  
—携帯電話の利用は慎重に—

今、多くの子供たちが携帯電話を利用しています。ところが、皆さんも知っていると思いますが、携帯電話には、皆さんに見てほしくない、危険な情報がたくさんあります。それを見たために、犯罪に巻き込まれた子供たちもたくさんいます。実際どのようになっているのか、東京都教育委員会では、この夏、皆さん方の一部の方や保護者、先生にも御協力いただき、調査をしました(\*1)。その結果などを見て、私たちは、皆さんや保護者の方にも、携帯電話の問題で、私たちの意見を是非お伝えしたいと考えました。

私たちは、携帯電話にあふれかえっている、あなた方に見てほしくない情報など無くしてしまいたいと思っていますが、それはすぐにはできません。皆さんを危険から守ることは私たちだけではできないのです。また、私たちは皆さんが携帯電話でメールを盛んに利用していることを知っています。中には食事中や深夜にもメールの対応に追われるなど、メールに振り回されている人も少なからずいます。それにメールがはじめや友達の悪口をいうことに使われたり、プロフィールサイトなどで自分や他人の大切な情報(個人情報と言います。)を不注意に出してしまうケースもあります。私たちは、皆さんが、できればお互いの顔を見て、声を聞いてコミュニケーションをしてほしいと願っています。メールは思いがけないトラブルを引き起こすこともしばしばあり、また、メールがあなた方の生活を支配してしまいかねないと心配しているのです。

そこで、皆さんに、携帯電話をめぐる様々な危険から自分で自分を守ることをお願いしたいのです。そのためには、まず、必要のない限り、携帯電話は持たないようにしましょう。どうしても持つ必要があるときには、必要最小限の機能(\*2)をもつ携帯電話を選びましょう。また、インターネットにつながなければならないときには、必ずフィルタリング(\*3)機能を付けましょう。そして、携帯電話やインターネットの良い点、悪い点をもっと勉強しましょう。

私たちは、皆さんが、今の時期に、一人前の社会人になるために、もっと勉強し、もっと身体を鍛えてほしいと思っています。携帯電話の利用によって、今あなた方がやるべきことを妨げられたり、危険に巻き込まれたりするようなことがあってはならないと考えています。ですから、皆さんにも、携帯電話の問題を簡単に考えず、みんなが持っているから、おもしろそうだから、持っていないと仲間はずれになりそうだからといった理由だけで、決めてしまわないで、「少し待ってみよう、自分で十分使いこなせるようになるまで。便利なものには危険もあるのだから、できるだけ危険は避けよう。」と考えてほしいのです。

このことは、皆さんの保護者にも伝えていきます。家庭でこの問題をよく話し合ってもらいたいと思います。そして携帯電話を利用する場合には、その使い方などについてルールを作るようにしてほしいと思います。もし、心配なことがあったら、一人で悩まず、すぐに保護者や先生に相談しましょう。

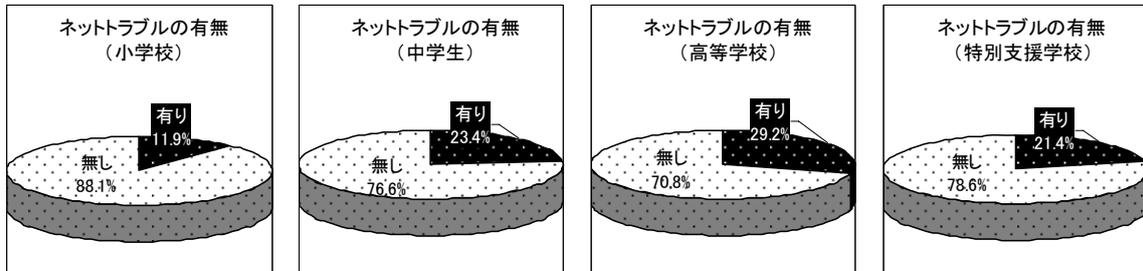
皆さんが、私たちの思いを受け止めてくれることを願っています。

平成20年10月9日  
東京都教育委員会

(\*1) 【調査における被害の状況】

携帯電話を持っている小学生のおよそ10人に1人、中学生の4人に1人、高校生の10人に3人、特別支援学校の5人に1人がネット被害に遭っています。

その内容は「メールを送らなければ不幸になるというチェーンメールを流された」「プロフやブログにきもい、うざいと書き込まれ不登校になってしまった」「出会い系サイトで会員登録したら、多額の金額を振り込めという脅しのメールが届いた」「掲示板で知り合った人から、しつこくメールがきた」など様々です。



トラブルの種類と件数

	メールの使い方	メールでのトラブル	チェーンメール	プロフ・ブログ	学校裏サイト	アダルトサイト	出会い系サイト	個人情報の悪用	自殺誘引・犯罪誘引など	アルバイト紹介サイト	ゲームサイト	コミュニティサイト	ヒッキングサイト	ショッピングサイト	その他	合計
小学生	47	72	154	17	15	17	13	14	9	9	55	7	7	17	161	614
中学生	94	171	614	91	27	75	74	66	19	16	44	38	42	20	135	1,526
高校生	73	95	227	97	35	53	62	66	16	19	27	42	38	24	64	938
特別支援	10	8	12	2	1	4	2	1	1	1	0	2	1	2	4	51
合計	224	346	1,007	207	78	149	151	147	45	45	126	89	88	63	364	3,129

(\*2) 必要最小限の機能

今、業者は、以下のような様々な機能をもつ携帯電話を用意しています。

- ・通話だけの機能
- ・通話先を限定できる機能
- ・通話料が限定できる機能
- ・使用時間を限定できる機能など

(\*3) フィルタリング

有害な情報に接続できないようにする仕組み。

保護者の皆さんへ  
—子供の携帯電話利用は慎重に—

東京都教育委員会では、この7月に皆さん方の一部の方や、子供、先生方にも御協力いただき携帯電話に関する実態調査をいたしました。その結果を見ると、メール、ブログ、サイトなどで数多くのトラブルがあり、深い心の傷を受ける被害も発生しています(\*1)。また、ネット犯罪は、保護者の方々が想像している以上に悪質で巧妙になっています。

もとより、携帯電話の通信費用は、保護者が負担しておられることと思います。子供に良かれと思って買い与えたものが、子供に危険をもたらしているのです。

この状況は、科学技術の進歩に人間社会が追いついていけないことを示しています。携帯電話やインターネットが、便利なものである以上、子供たちを含めて、私たちはこれを危険なく使いこなす知恵を身に付けなければなりません。

とりわけ子供たちは、発達段階に応じて、必要な知識が持てるように大人が教えていかなければなりません。学校では、情報教育としてこの問題に取り組んでおりますが、御家庭でも是非お願いしたいと思います(\*2)。

東京都教育委員会では、この問題は子供たちをめぐる大きな問題として、子供たちに別添のとおりメッセージを発信しました。

そこでは、子供たちには「必要のない限り、携帯電話は持たないようにしましょう。」「必要最小限の機能をもつ携帯電話を選びましょう。」「インターネットにつながなければならぬときには、必ずフィルタリング機能を付けましょう。」「携帯電話やインターネットの良い点、悪い点をもっと勉強しましょう。」と呼びかけをしました。

これを御参考に、子供が持ちたがる場合には、その必要性をよく御判断いただき、もし持たせる場合でも必要最小限の機能を持つものや、フィルタリング機能の付いたものを持たせるようにしてください。また、携帯電話を学校に持ち込ませないなど、授業等の妨げにならないようにお願いします。

なお、子供たちに携帯電話を持たせる場合にはその必要性についてよく子供と話し合いをし、その使い方についてルールづくりをするようにしてください(\*3)。

平成20年10月9日  
東京都教育委員会

### (\*1) 【調査における被害の状況】

携帯電話を持っている小学生のおよそ 10 人に 1 人、中学生の 4 人に 1 人、高校生の 10 人に 3 人、特別支援学校の 5 人に 1 人がネット被害に遭っています。

その内容は「メールを送らなければ不幸になるというチェーンメールを流された」「プロフィールやブログにきもい、うざいと書き込まれ不登校になってしまった」「出会い系サイトで会員登録したら、多額の金額を振り込めという脅しのメールが届いた」「掲示板で知り合った人から、しつこくメールがきた」など様々です。

### (\*2) 【保護者の力を発揮するために】

保護者の責務として、子供がインターネットを適正に利用できるようフィルタリング機能を設定することが「東京都青少年の健全な育成に関する条例」で定められています。

また、本年 6 月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、近く施行されることになっています。事業者は、保護者の承諾がない限りフィルタリングサービスの利用を提供の条件とすることなど、事業者、保護者、学校、行政機関等が、青少年の携帯電話を安心・安全に利用できるようにする責務があることなどが規定されています。

これを受けて、関係業界は、携帯電話の安全な使い方を学習する機会の提供、18 歳未満が所有する携帯電話へのフィルタリング機能の標準設定などの取組を進めることとしています。

このように、携帯電話の問題は、保護者はもちろん学校・事業者等関係者すべての責任において解決すべき問題として、社会全体での取組が始まっています。

### (\*3) 【家庭でのルールづくり】

69.4%の保護者が「ルールを決めて守らせている」と回答したのに対し、53.0%の子供が「ルールは決めていない」、もしくは「決めているが守っていない」と答えており、子供との意識の乖離があります。また、被害に遭った小・中学生の半数以上、高校生の 3 人に 2 人は保護者に相談していません。

家庭において、ファミリー e ルール(東京都/心の東京革命推進協議会作成：<http://www.kokoro-tokyo.jp>)などを活用して、携帯電話利用についての家庭でのルールづくりをしてください。

そこでは、「私の宣言書」として次のような約束が紹介されています。

- ・ 「私は、メールをやりすぎず、〇〇時までには寝ます。」
- ・ 「私は、インターネット上の掲示板では、相手の立場を考えて書き込みをします。」
- ・ 「私は、不幸のメールが届いても転送しません。」
- ・ 「私は、インターネット上で知り合った人と会いません。」
- ・ 「私は、知らない人からのメールが届いたら無視します。」

先生方へ  
ー携帯電話の利用について指導・啓発をー

多くの子供たちが携帯電話を持ち、携帯電話を使ったメールやインターネットによる被害やトラブルが後を絶ちません。また、ネットいじめによる自殺や犯罪予告など、かつては考えられなかった様々な憂慮すべき問題も起きています。

携帯電話をめぐる子供の様々な問題は、すべての大人が、それぞれの立場で真剣に取り組まなければならない社会問題ですが、目の前の子供に降りかかる危険を、学校が黙視することはできません。今、まさに、先生方一人一人が、最も影響力の強い大人として、「うちの学校の子供たちを被害者にも加害者にもさせない」という強い思いをもって接し、子供たちの安全を守っていかなくてはなりません。

また、子供たちは携帯メールを利用して、いじめ問題を起こしたり、深夜までメールの対応に追われて睡眠時間が不足したりするなどの問題があります。このようなことは、子供の成長にとって良い影響があるとは思われません。

このような状況に対し、東京都教育委員会では、児童・生徒、保護者、関係業者に対してもアピールを発しています。このアピールでは、子供は「必要のない限り携帯電話は持たない」、携帯電話を持つなら「必ずルールを決める」、インターネットにつながなければならないときには「必ずフィルタリング機能を付ける」など、基本的な考えを示しています。

各学校においては、このアピールに示した内容を踏まえ、児童・生徒の携帯電話の学校への持込みを禁止するなど、授業等の妨げとならないような明確な措置を講じるとともに、携帯電話を持っている児童・生徒には、「フィルタリング機能を設定することの必要性」と「家庭でのルールづくりの大切さ」を理解させてください。

先生方は、このアピール文を子供たちに配布して、すべての学級で、帰りの時間やホームルームの時間を使って指導を行い、子供自身が自分で自分を守る力を身に付けさせてください。あわせて、保護者会やPTA活動等を利用するなどして、保護者にもアピールを素材にした啓発を行ってください。

また、子供たちは、携帯電話を使ったメールやインターネットによる被害やトラブルがあっても、注意を受けることが分かっているので、保護者や学校に相談したり報告したりしないことが多くあります。こうしたことから、「学校は、困ったときには何でも相談できるところ」という雰囲気を醸成することも大切です。

携帯電話をめぐる子供たちの様々な問題は、一朝一夕に解決できることではありません。困難であればあるほど、子供の安全を守るためには、何としても先生方の力が必要です。

平成20年10月9日  
東京都教育委員会

## 関係業者の方へ

—子供たちが被害者にも加害者にもならないために—

携帯電話の普及に伴い、子供たちの携帯電話・携帯ネットによる様々なトラブルや被害が増加しており、憂慮すべき事態にあります。

東京都では、インターネット利用に係る事業者の責務について「東京都青少年の健全育成に関する条例」に示しています。

関係者におかれては、今後なお一層、子供たちが安心して利用できる携帯電話の環境づくりを推進してください。

### ○製造業者の方へ

子供がネット被害に遭わないように、必要最小限の機能をもった携帯電話をさらに開発してください。

### ○販売業者の方へ

ネット被害から子供を守るため、フィルタリング機能を設定するよう「有害サイトアクセス制限サービス」などの保護者への啓発活動を一層進めてください。

### ○インターネット管理会社の方へ

ネット上の誹謗・中傷などの書き込みは、早急に削除するなどの対応策を一層推進させてください。

## (参考)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」から抜粋

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

**第十八条** インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

**第十九条** インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

**第二十条** 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

- 一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。
- 二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

**2** 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

平成20年10月9日  
東京都教育委員会